

A 2 3 8 - 9 地域連携認知症集中治療加算（退院時 1 回）	再入院初日に限り所定点数に加算する。	1,500点	（削除）
【削除】	<p>注 認知症に対する短期的かつ集中的な治療のため、他の保険医療機関の病棟（区分番号A 1 0 1に掲げる療養病棟入院基本料を算定する病棟に限る。）又は病床（区分番号A 1 0 9に掲げる有床診療所療養病床入院基本料を算定する病床に限る。）から転院してきた患者について必要な診療を行い、当該患者に係る診療情報を文書により提供した上で、当該転院の日から60日以内に当該他の保険医療機関の病棟又は病床に再び転院させた場合に、当該患者（第3節の特定入院料のうち、地域連携認知症集中治療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、退院時に所定点数に加算する。</p>		
A 2 4 3 後発医薬品使用体制加算（入院初日）	<p>1 後発医薬品使用体制加算 1 35点 2 後発医薬品使用体制加算 2 28点</p>	35点 28点	<p>1 後発医薬品使用体制加算 1 42点 2 後発医薬品使用体制加算 2 35点 3 後発医薬品使用体制加算 3 28点</p>
【項目の見直し】			
A 2 4 4 病棟薬剤業務実施加算（週 1 回）	病棟薬剤業務実施加算（週 1 回）	100点	病棟薬剤業務実施加算
【項目の見直し】			